

事務連絡
令和2年8月24日

都道府県・指定都市・中核市
動物愛護管理主管課（室）長 御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

災害時のペットとの同行避難に関するチラシの配布について

日頃より動物愛護管理行政の推進につきまして、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

災害が多発する昨今の状況を踏まえ、今般、ペットとの同行避難に関する啓発チラシを別添のとおり作成しました。このチラシは、ペットの飼い主に対して災害時の同行避難や事前の備え等を促すことを目的としています。

つきましては、貴自治体の基礎自治体に対しても配布、周知をお願いするとともに、一般飼い主等への普及啓発にご活用いただきますようお願いいたします。

なお、別添のチラシにつきましては、以下の環境省ウェブサイトにおいても公開している旨を申し添えます。

環境省ウェブサイト

URL http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/disaster.html

環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室
担当：田口、齊藤、友野
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
電話：03-3581-3351(内線 6654、6655、7412)
FAX：03-3508-9278

ペットを飼っている皆さまへ

－災害時のペットとの同行避難について－

災害時、あなたとあなたの大事なペットを守るために、
いま、できることを考えましょう



飼い主がいま、やるべきことは？

- ワクチン接種や寄生虫の駆除など、健康面のチェックを
- 最低限のしつけや、ケージに慣らす訓練、マイクロチップなどによる所有明示を
- 住宅の災害対策や、フード、トイレシートなどのペットの避難セットの準備を
- ペットの受入れ対応を含め、事前に避難場所の確認を

もし被災してしまったら？

- 災害時にはペットを落ち着かせ、迷子にさせないように注意して、ペットとともに同行避難を



自治体の避難指示等には従う必要があります

ペットが理由で避難しないことは、自分の安全を脅かすことにつながりますので、ペットと一緒に同行避難をしましょう

メモ

同行避難とは、避難所までの避難行動（行為）のことをいいます
避難所で、ペットと人が同じスペースで過ごすことなどの（同伴避難）を指すものではありません



詳しくは、「災害、あなたとペットは大丈夫？」人とペットの災害対策ガイドライン <一般飼い主編> をご覧ください。



令和2年8月作成